地域再生計画

1.地域再生計画の名称

新たな林業の創出による農林観光一体型地域再生計画

2.地域再生計画の作成主体の名称

宇陀市

3.地域再生計画の区域

宇陀市の全域

4.地域再生計画の目標

(1)地域の概要

平成18年1月1日に4町村が合併し誕生した宇陀市は、奈良県の北東部の大和 高原とよばれる高原地域に位置し、人口は38,269人(平成18年8月1日現在) 面積は248k㎡で、奈良県全体の6.7%を占めている。

本市の北部地域は、なだらかな高原状の地形が続き、南部地域は宇陀盆地と周辺の宇陀山地よりなり、一部の地域は室生赤目青山国定公園に指定され、豊かな自然環境に恵まれている。交通は、近鉄大阪線が東西に通じており、大阪・京都方面や名古屋・伊勢方面と結ばれ、道路網についても名阪国道へ連絡している国道369号の他、国道165号、166号、370号などを幹線とする道路網が形成されている。

土地利用については、耕地面積は2,049ha、森林面積は18,275ha(林野率73%)「2005農林業センサス」となっており、農林業と恵まれた自然環境を活かした観光産業が基幹産業となっている。

農業については、都市近郊地域に位置するため兼業農家が多く、水稲の他、キュウリ、ダイコン、ナス、ホウレンソウ、ハクサイ、レタス、トマトなどの指定産地を形成しており、シクラメン、ダリア、カラーなどの花木、植木の生産も盛んである。

林業については、人工林率が約76%で、従来から磨き丸太や海布丸太の生産を 目的とした集約的な林業経営が行われてきた。また、吉野林業地域に隣接している ことから技術的にもその影響を強く受けており、一部では優良大径木の生産を目標 とした経営も行われている。

観光面では、恵まれた自然環境に加え、室生区の女人高野と知られる室生寺や、 日本最古といわれる寺社・石像、大宇陀地区の重要伝統的構造物保存地区などが主 な観光スポットとなっており、休日には多くの観光客が訪れている。

(2)計画の目標

農林業については、輸入農林産物の増大、価格の低迷などにより担い手の減少や 高齢化が進み、遊休農地や間伐などの手入れがされない放置森林が増加している。 特に、林業については過去に例を見ない急激な木材価格の低下により採算性が極端 に悪化している。

本計画では、採算性が極端に悪化している林業について、流通システムを含んだ 産業構造そのものを見直し、林業振興のみならず、農業や観光面にも波及効果を伴 う新たな形態の「新・林産業」の創出を目指す。この計画を達成するために、産地 直売システムでの間伐材の取り扱い量を年間で 2 , 1 5 0 m とし、「新・林産業」 創出による新規雇用者数を 8 人と見込んでいる。そして、「新・林産業」拠点施設の交流部門への年間入り込み者数を 11,200 人と見込み、施設を住民との交流の場としての活用を図り森林事業の振興と地域の活性化を推進するものである。

5.目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

旧内牧小学校及び旧内牧幼稚園の廃校・廃園舎を利用し、「新・林産業」の拠点施設を整備する。当施設を「産地直売システムの構築」のため市内で伐採される間伐材を直接引き受け、工務店などのエンドユーザーのニーズに応じた製品に加工販売を行う木材加工施設として整備するとともに、林業の後継者育成のための研修施設、機材等も設置し、森林の保育管理から木材の伐採搬出、製造、加工、販売に加え、人材育成の機能を有した本市の中核的な林業・木材産業の拠点とする。

また、山菜や地元野菜等の栽培、加工、販売施設も併設し、農産品の生産や販売を推進するとともに、教室を利用して小中学生を対象とした森林環境教育や、木工体験教室等を実施し、地域農産品等の販売と併せて、地域の観光拠点としての機能を付加する。

この他、点在する貴重な観光資源のネットワーク化にもつながる農道、林道、作業道を整備し、本市の基幹産業である農業・林業・観光産業を有機的に連携付

け、地域の活性化を推進する。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

(1)支援措置の番号及び名称

[番号]A0801

[名称]補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

(2)事業の概要

旧内牧小学校・旧内牧幼稚園の廃校・廃園施設を有効利用するため、校舎・園舎及び屋内運動場・プールを宇陀市森林組合に貸与し、「新・林産業」の拠点施設として整備する。間伐材などを直接引き受け、工務店などのニーズに応じた製品に加工販売を行う木材加工施設として整備するとともに林業後継者育成のための研修施設、機材等も設置し、森林の保育管理から木材の伐採搬出、製造、加工、販売に加え、人材育成の機能を有した宇陀市の中核的な林業・木材産業の拠点とする。

なお、貸与は無償とし、宇陀市と宇陀市森林組合の賃貸契約締結により行う。

(3)支援措置の適用要件

廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、 内閣総理大臣に認定を申請すること。

廃校校舎等(平成18年3月31日閉校・閉園)の補助金で整備された公立 学校の廃校校舎等の転用の弾力化について、地域再生計画を作成し内閣総理大 臣に認定申請する。

校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本計画」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。

農林業について、輸入農林産物の増大、価格の低迷などにより担い手の減少 や高齢化が進み、遊休農地や間伐などの手入れがされない放置森林が増加して いる。特に、林業については過去に例を見ない急激な木材価格の低下により採 算性が極端に悪化している。そのような中で、宇陀市(旧4町村)と森林組合 は、各種事業を実施し森林事業発展のため努力をしてきたところである。

今回の計画では、現在の流通システムを含んだ産業構造そのものを見直し、林業振興のみならず、農業や観光面にも波及効果を伴う新たな形態の「新・林

産業」の創出を目指すところである。また、農林産業の拠点施設としても利活用する。そして、山菜や地元野菜等の栽培、加工、販売を推進する。

そのために、宇陀市においては森林組合に廃校校舎等を提供することにより森林事業を支援するものであるが、併せて市ホームページ等の掲載による木材加工品の紹介や道の駅でのPR・展示販売、並びに市内における各種イベントに市職員を派遣し、積極的にPR活動を行うなど、森林組合と連携しながら木材加工品の販路拡大に努める。また、林業体験、実習を通じて市民交流を行い、地域住民の意識改革を図り、地域の活性化を推進する。

地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施にあたり、廃校校舎等の 利用が必要であること。

現在、森林組合は製材・加工施設をもっていなくて、事務所も市の旧施設を間借りしている状況である。そのため、新たな事業を起こすには、広い土地が必要である。平成17年度を以って閉校・閉園により使用されなくなった旧内牧小学校・旧内牧幼稚園は、広大な土地に建設された施設であり、近隣の集落からも離れているため、製材等による騒音などの弊害も考えられず、森林事業を実施するには環境に適した場所である。このようなことから次のように各施設を利用する。

体育館

奈良県森林技術センターが開発した熱圧ロール法を用いた「杉板フローリング材・壁材」の製造工場として利用する。

校舎1F教室

市内で生産されている磨き丸太や、森林所有者が直接持ち込んだ原木を 当施設で製材した製品等を販売する「産地直売」の展示販売コーナーと して利用する。

校舎2F教室

林業後継者を対象とした労働安全衛生教育及び各種研修を実施する「研修室」と、研修者の「宿泊施設」として利用する。

校舎3F教室

理科室、家庭科室を改修して山菜・地元野菜等を佃煮や水煮等の「農林産物処理加工施設」として利用する。また、図工室を利用して小中学生を対象とした「木工体験教室」を開催する。

グラウンド

原木ストックヤード、高性能林業機械等の林業研修用グラウンドとして利用する。また、新たに屋根付きの天然乾燥施設や製材加工施設、木材乾燥機、集塵装置を設置する。

幼稚園

施設を管理運営する森林組合の事務所として利用する。

プール

貯木場として利用する。

以上記述のとおり、各種農林産業を推進するにあたり、閉校・閉園施設 を森林組合に貸与する必要がある。

同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体 若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

宇陀市は、宇陀市森林組合に対し、廃校・廃園になった旧内牧小学校・旧内 牧幼稚園を無償貸与する。

(4)廃校・廃園施設の利用内容

今回、廃校・廃園舎を活用して整備する「新・林産業」創出のための拠点施設は以下の機能を有したものとし、それぞれ必要な施設等を整備する。

- 1.エンドユーザーのニーズに応じた製品を直接販売する「木材の産地直売」の拠点。(原木ストックヤード、木材加工施設、木材乾燥施設、展示販売施設)
- 2.付加価値の高い新たな製品を製造販売する「宇陀ブランド創出」の拠点。(杉板フローリング材・壁材加工施設)
- 3. 地域活性化の担い手となる後継者を育成する「新・林産業」の担い手育成の 拠点。(研修施設、簡易宿泊所、研修用高性能林業機械)
- 4. 山菜、地元野菜等の処理加工販売を行う「地域農業活性化」の拠点。 (処理加工施設、直売施設)
- 5. 農林・観光が一体となった「都市との交流推進」の拠点。 (木工体験施設、林業体験施設)

5-3 その他の事業

5 - 3 - 1地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

[番号]C0401

[名称]公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

(1)繰上げ償還を不要とする地方債の資金区分等

当該支援措置に係る地方債等の内容

内牧小学校(土地造成)

地方債の名称:義務教育債

(昭和57年度債)

借入先:総務省簡易保険局

借入金額: 154,000,000円 借入年月日:昭和58年5月30日

償還方法等: 3年据置、半年賦元利均等償還、年利率7.30%

償還期限:昭和58年9月30日~平成20年3月31日 平成17年度末現在未償還残高 25,927,467円

内牧小学校(校舎)

地方債の名称:義務教育債

(昭和58年度債)

借入先:財務省資金運用部

借入金額: 1 1 4 , 5 0 0 , 0 0 0 円 借入年月日:昭和59年5月29日

償還方法等: 3年据置、半年賦元利均等償還、年利率7.10%

償還期限:昭和59年9月25日~平成21年3月25日 平成17年度末現在未償還残高 22,170,584円

内牧小学校(体育館)

地方債の名称:義務教育債

(昭和60年度債)

借入先:財務省資金運用部

借入金額:63,300,000円 借入年月日:昭和61年5月29日

償還方法等:5年据置、半年賦元利均等償還、年利率6.05% 償還期限:昭和年61年9月25日~平成23年3月25日 平成17年度末現在未償還残高 16,756,819円

内牧小学校(プール)

地方債の名称:義務教育債

(平成元年度債)

借入先:財務省資金運用部

借入金額:17,400,00円 借入年月日:平成2年4月26日

償還方法等:3年据置、半年賦元利均等償還、年利率6.20%

償還期限:平成2年9月25日~平成22年3月25日 平成17年度末現在未償還残高 5,838,178円

合計残高 4件 70,693,048円(元利合計)

(2) 当該支援措置を受けて実施しようとする取組の内容

過疎化による少子高齢化の影響により、毎年各小学校・幼稚園では児童・園児の数が減少している。このままでは、複式学級にならざるを得ないことから子供達の教育環境を整えるべく、平成18年4月1日から学校再編を行った。その結果、市内には小学校5校、幼稚園2園が廃校・廃園になり未使用施設となった。市では現在、これらの施設の有効利用を図るべく検討している状況である。

このような中で、廃校・廃園施設の1つとなった旧内牧小学校・旧内牧幼稚園を、地域再生計画を作成し「新・林産業」施設の拠点施設として整備するが、これらの施設については、地方債の残高が約7千万円あることからC0401の支援措置を活用して、その繰上償還免除を受けようとするものである。

5-3-2その他の事業

- ・森林環境保全整備事業(平成13年度~平成21年度) 林業の振興を目的として榛原区赤埴と室生区室生を結ぶ総延長4,140m の林道整備を行う。

室生区大野・向渕地区で広域営農団地の基幹となる農道網を一体的に図り、 広域農道へのアクセスを確保しながら、向渕から大野間の道路整備を図る。

総事業費は6億3千万円で産業振興施策の関連事業として、市内に点在する 貴重な観光資源のネットワーク化にもつながる農道、林道を整備し、本市の基 幹産業である農業・林業・観光産業を有機的に連携付け、地域の活性化を推進 する。

また、「森林環境税」の活用による森林環境保全緊急間伐事業の実施に伴い、 雇用の促進を図る。

6.計画期間

平成19年度~平成23年度

7.目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に本計画の策定主体である 当該地方公共団体が必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況 の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 . 計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項 特になし。

(添付資料)

目 次

- (1)地域再生計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面(付1)
- (2)地域再生計画の工程表及び内容を説明した文書(付2)
- (3)各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面(付3)
- (4)地域再生計画の全体像を示すイメージ図(付4)